論点に対する回答

下請法に基づく調査について		
省 庁 名	公正取引委員会・中小企業庁	
論 点	(1) 本調査は下請代金支払遅延等防止法第9条第1項及び第2項の	
	規定に基づき、下請法違反のおそれのある行為につき情報収集する観点	
	から実施されるものと承知しているが、「下請事業者との取引に関する調	
	査」及び「親事業者との取引に関する調査」につき、それぞれどの程度	
	の事業者を対象に実施しているのか。また、調査の結果はどのように活	
	用され、具体的にどの程度の成果につながっているのか。	

【回答】

① 下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にある。

このため、従来から公正取引委員会及び中小企業庁では、親事業者及び 当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施 することで違反行為の発見に努めている。

親事業者に対して実施する書面調査は、平成30年度において公正取引委員会及び中小企業庁から合計約10万5千名の親事業者に対して実施している。

下請事業者に対して実施する書面調査は、平成30年度において公正取引委員会及び中小企業庁から合計約50万名の下請事業者に対して実施している。

これらの書面調査は下請法違反を是正する端緒として非常に重要である。公正取引委員会では、平成29年度に新規に着手した事件7,271件のうち、書面調査を端緒とする事件が7,173件(98.7%)を占めている。そのような状況下で平成29年度において公正取引委員会は9件の勧告、6,752件の指導を行い、改善措置を採るよう指導している。中小企業庁では、書面調査等を端緒に、平成29年度の取締状況として7,646件の指導を文書で行い、958件の立入検査等のほか、867件の改善指導措置、中小企業庁から公正取引委員会へ1件の措置請求も実施している。このように書面調査は違反行為の発見には欠かすことができず、成果につながっている。

下請法に基づく調査について		
省庁名	公正取引委員会・中小企業庁	
論 点	(2) 公正取引委員会と経済産業省(中小企業庁)で類似の調査を実	
	施しているが、調査対象は重複していないと理解してよいか。重複して	
	いないとしても、類似の調査が年ごと、事業者ごとに異なる省庁から来	
	るのは事業者にとっても無用の負担感を感じると思われるところ、調査	
	の一本化はできないのか。	

② 書面調査では親事業者を公正取引委員会と中小企業庁で分担しており、 かつ親事業者を事業者単位で分担している。調査対象の親事業者は重複し ていないと理解してよい。

また、親事業者の分担は両省庁で一定年数において固定し、毎年異なる省庁から調査票が送付されることはない。

下請法に基づく調査について 省 庁 名 公正取引委員会・中小企業庁 公正取引委員会ウェブサイトによると、オンライン提出が平成 論 点 21 年度末をもって終了した旨が記されている一方、「公正取引委員会デジ タル・ガバメント中長期計画」(2018年6月21日公正取引委員会情報推 進化委員会決定)では、「…まずは、調査対象事業者等からの文書の提出 を受ける手続について、利用者利便の向上及び公正取引委員会内におけ る業務効率化の観点から、2019 年度におけるオンライン化に向けて検討 を行う。」とされている。本調査についてもオンライン化の検討対象と理 解してよいか。また、オンライン化実現はいつごろか。中小企業庁のオ ンラインシステム(後述)の利用は考えられないのか。 中小企業庁における同趣旨の調査では、オンライン提出は可能となって いるのか。オンライン回答率はどの程度か。次年度以降、「法人共通認証 基盤」によるログインは可能となるのか。

【回答】

③ 公正取引委員会では、従来、公正取引委員会オンライン共通受付システムを活用して調査を電子ファイルで提出することも可能としていたところ、利用率が低迷しており、費用対効果が見合わないとの会計検査院の意見表示等を受け、平成21年度末をもって同システムを停止している。書面調査は、御指摘の「公正取引委員会デジタル・ガバメント中長期計画」におけるオンライン化の検討対象には含まれているが、同計画において「費用対効果の観点から、2009年度をもってオンライン化のシステムを停止した経緯があるため、オンライン化を検討するに当たっては、利用者のニーズ、必要性の観点から十分な議論が必要」とされているところ。書面調査のオンライン化について、前向きに検討しているところではあるが、現時点において、その具体的な計画はない。なお、中小企業庁のオンラインシステムの利用については、その処理能力なども勘案した上で選択肢の一つとして検討してまいりたい。

現在の調査では、主たる回答欄はマーク方式としているほか、回答用紙をウェブサイトに掲載することにより電子ファイルでの回答作成を可能とするなど、事業者向けの回答負担軽減を図っている。

中小企業庁では、事業者の都合に合せて用紙版による提出のほか、平成 30年度から下請事業者との取引に関するWeb調査(電子版)も導入して

おり、提出期限を設けて電子ファイルでの提出を可能とした。 オンライン化による回答は、平成30年度において本格導入前として実 証試験的に提出期限(1週間)を設けて実施したところ、約50社の回答 を得られた。今回導入されたオンラインによる方法については、今後も広 く普及させる。 なお、検証を重ねて構築した現行のオンラインシステムの運用に支障を きたさないよう、必要に応じた改善を重ねてきたところであるが、次年度 以降も現行のオンラインシステムで運用しつつ、法人共通認証基盤につい ては、今後の構築状況等を見据えながら検討してまいりたい。

下請法に基づく調査について		
省庁名	公正取引委員会・中小企業庁	
論 点	(4) 調査への回答は、「回答用紙」のほか、「下請事業者名簿」を作	
	成し提出することとなっているが、回答内容は下請事業者名、住所、電	
	話番号といった基礎情報のほかは、「下請事業者への委託業務」であり、	
	毎年頻繁に変更があるものとも見込まれない。こういったことを考える	
	と、例えば、自社情報と同様に、前年度回答をプレプリントの上、変更	
	点のみ加除修正してもらうような方法は考えられないか。	

④ 「下請事業者への委託業務」について調査で得られる情報は、事業者が自ら正しい情報を確認の上、記入又は入力することで適正な調査を確保できる。しかし、現実問題としては調査の回答によっては誤記も少なからず見受けられるところ、前年度回答を単にプレプリント作業で処理するだけでは、設問を通じて再確認していただきたい下請取引の取組状況も見逃すおそれもあり、取引先の下請事業者については、毎年変動する可能性があるため、下請事業者名簿を調査の都度提出していただいている。

なお、親事業者において、前回調査の回答で作成した下請事業者名簿の データを活用し、所要の修正を行った上で最新の名簿を作成し提出するこ とは妨げられておらず、下請事業者名簿(様式)と同様の内容が記載され ていれば、既存の名簿等を利用していただいても構わない。また、公正取 引委員会及び中小企業庁はウェブサイト上に下請事業者名簿の様式を掲 載しており、電子ファイルで名簿を作成することで、既存の名簿の活用が 容易になると考える。

下請法に基づく調査について 省 庁 名 公正取引委員会・中小企業庁 論 点 (5) また、なんらかの意図により毎年作成・回答する必要があったとしても、「下請事業者名」のほか「資本金」「郵便番号」「所在地」「電話番号」「下請事業者への委託業務」などを記載することとなっている。①「郵便番号」「所在地」「電話番号」といった情報は、必要不可欠な情報なのか。法人番号の利用などにより、記入負担の軽減を図ることはできないのか。②また、回答のために取引先の「資本金」を調べることは事業者にとって過剰な負担ではないか。少なくとも下請事業者に該当するか否か(回答社の資本金により3億円以下、1000万円以下、など)のみ回答すれば足りるのではないか。

【回答】

⑤ 下請事業者の資本金、郵便番号、所在地、電話番号及び下請事業者への委託業務については、「親事業者との取引に関する調査」(下請事業者調査)の発送、下請法違反被疑事件の調査等において必要不可欠な情報である。また、これら情報に関して正しい情報を記入又は入力することで適正な調査を確保できる。ただ、現実問題としては調査の回答によっては誤記も少なからず見受けられるところ、基本情報の記載を省略した中で法人番号に誤記があった場合、突合が不能となり、調査で必要な情報が全く入手できなくなるため、記載事項の省略は適当でないことをご理解いただきたい。

取引先の資本金は、親事業者が行っている取引の中で、どの事業者との取引が下請法の適用対象となる取引かを特定するために必要かつ重要な情報である。

取引内容等によって下請法の適用対象となる資本金額が異なり、適用の有無を正確に確認するため、資本金額の正確な記載をお願いしているところであるが、下請事業者の資本金又は出資金の総額の区分が確定できるのであれば、下請法の執行に寄与できることも考えられるため、調査票の記入方法については検討したい。

なお、下請事業者名簿(様式)と同様の内容が記載されていれば、既存 の名簿等を利用していただいても構わないこととして、事業者の負担軽減 に取り組んでいる。

下請法に基づく調査について		
省「	宁 名	公正取引委員会・中小企業庁
論	点	(6) 調査対象期間につき、前年6月から当年5月とされているが、
		どういった趣旨でかかる期間が設定されているのか。例えば、各企業が
		採用する直近の事業年度単位で回答するような形では足りないのか。

⑥ 一般的に事業者の会計年度の始期及び終期はいわゆる4月~3月制を採用していることが多く見受けられ、その場合、4月などの年度初めは繁忙期に当たり、その時期で調査票を発送した場合、事業者の負担が大きいことも考えられる。そのため、この繁忙期から時期をずらした6月中旬頃に親事業者に対して行う「下請事業者との取引に関する調査」(親事業者調査)に係る調査票を送付し、調査対象期間をその直前の当年5月から前年6月までの1年間とさせていただいているものである。

なお、本調査は下請法違反被疑行為の確認を趣旨とするものであり、事業年度ごとに把握されるべき損益等とは関係がないため、事業年度単位で回答していただく性質のものではない。他方、下請事業者名簿について、事業年度で管理している内容を活用したいということであれば、柔軟に受け付けることとしたい。

下請法に基づく調査について		
省庁名	公正取引委員会・中小企業庁	
論点	(7) 設問項目について、毎年若干の見直しが行われているようだが、前年度からの変更点につき、FAQ で追加の趣旨を明示するなど、事業者が極力負担を感ずることなく回答できるよう、工夫すべきではないか。	

⑦ 公正取引委員会及び中小企業庁では、ウェブサイトにおいて書面調査に 関するよくある質問 (FAQ) をまとめて公表している。

設問項目の変更内容は多岐にわたるが、必要なものについては FAQ で説明するなど引き続き内容の充実に取り組んでまいりたい。